改訂19版　令和8年9月

環境衛生の知識



（土壌）

国土交通省環境省「水道法第２０条」登録検査機関
国土交通省環境省「水道法第３４条」登録検査機関
経済産業省産業標準化法に基づく試験事業者（ＪＮＬＡ）登録機関
ＩＳＯ９００１認証取得機関
ＩＳＯ／ＩＥＣ１７０２５　認定試験所
水道ＧＬＰ認定取得機関

一般財団法人
千葉県薬剤師会検査センター

〒260-0024　千葉市中央区中央港 1-12-11
技術検査部 TEL 043-242-5940　FAX043-242-3850

ISO/IEC17025 認定範囲につきましてはお問い合せ下さい。

改訂履歴表

年月	改訂番号	改訂内容
平成 2 年		新規制定
平成 7 年 9 月	改訂 1	水道法、環境基準の法律改正による見直し
平成 13 年 8 月	改訂 2	各基準値等の解説の充実とダイオキシン類及び残土条例の追加
平成 17 年 6 月	改訂 3	各法律改正による内容の更新。　シックハウス、レジオネラ症を追加
平成 20 年 7 月	改訂 4	各法律改正による内容の更新。　内容の構成見直し
平成 21 年 8 月	改訂 5	各法律改正による内容の更新。
平成 22 年 5 月	改訂 6	土壌に関係する範囲に限定した内容に変更。　各法律改定による内容の更新。改訂履歴の追加。
平成 22 年 11 月	改訂 6-2	土壌環境基準における農用地カドミウムの基準値の改訂。“市町村から申出による県条例適用除外について”の更新(10 月 1 日より木更津市が追加)
平成 25 年 8 月	改訂 7	県条例の適用除外市町村の追加 名称変更（財団法人→一般財団法人）
平成 26 年 4 月	改訂 8	1,1-ジクロロエチレン土壌環境基準値改正及び最終改正の更新
平成 27 年 4 月	改訂 9	土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令に伴う変更(1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの基準値の改訂) 千葉県残土条例の一部改正(1,1-ｼﾞｸﾛﾛｴﾁﾚﾝの基準値の改訂）内容・構成見直し
平成 28 年 5 月	改訂 10	土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の追加(平成 29 年 4 月 1 日施行)「クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)」の追加
平成 29 年 6 月	改訂 11	県条例の土砂等の埋立等に使用される土砂等の安全基準項目の追加（「クロロエチレン(塩化ビニルモノマー)」、「1,4-ジオキサン」の追加)、適用除外市町村の追加
令和元年 8 月	改訂 12	・適用除外市町村の追加 ・土壌の汚染に係る環境基準及び土壌汚染対策法に基づく特定有害物質の変更(平成 31 年 4 月 1 日施行)「1,2-ジクロロエチレン」
令和元年 11 月	改訂 13	・適用除外市町村の追加（匝瑳市） ・土壌汚染対策法に基づく特定有害物質のクロロエチレンとベンゼンを第 2 種から第 1 種へ訂正 ・改正土壌汚染対策法の概要の改訂
令和 3 年 4 月	改訂 14	「土壌の汚染に係る環境基準についての一部を改正する件」、「土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令」、「地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法を定める件の一部を改正する件」及び「土壌溶出量調査に係る測定方法を定める件の一部を改正する件」を令和２年４月２日（木）に公布した件に伴う改訂
令和４年４月	改訂 15	・適用除外市町村追加（長生村） ・千葉市土壌汚染対策指導要綱の「カドミウム」と「トリ

		クロロエチレン」の基準値変更
令和５年４月	改訂 16	・適用除外市町村追加（香取市） ・「土壌汚染対策法」および「土壌汚染対策法施行規則」の最終改正更新 ・港湾法（令和 4 年法律第 87 号）に新設される脱炭素化推進地区に合わせた改正（令和 4 年環境省令第 26 号）内容の説明を追加
令和６年４月	改訂 17	・表紙の「厚生労働省」を「国土交通省・環境省」へ変更 ・千葉県条例の施行規則の改正日更新 ・千葉県建設発生土管理基準の改正日更新 ・千葉市土壌汚染対策指導要綱の改正日更新
令和７年５月	改訂 18	・表紙に「水道法第３４」条追加及び「水道 GLP」の表示位置変更 ・各改正日の更新 ・最終ページ削除 ・誤字・脱字の修正
令和８年９月	改訂 19	・環境省設置法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 22 号）地方環境事務所から地方環境局へ ・土壌汚染対策法の罰則について、「懲役および禁固」が「拘禁刑」に変更となった（令和 4 年 6 月 17 日法律第 68 号） ・環境省告示第 38～40 号（令和 7 年 3 月 31 日）土壌汚染対策法の含有量（19 号）、溶出量(18 号)及び地下水(16 号)の JIS K 0102 の改正に伴う引用条項の更新、水質環境基準告示の付表番号調整、技術的表現の微修正に伴う変更 ・千葉県条例の施行規則の改正日更新 ・表紙記載事項削除（特定計量証明事業登録機関） ・適用除外市町村追加（松戸市） ・産廃残土県民ダイヤル URL 更新 ・千葉県土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準の更新（備考） ・千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の手引きの更新

＜目　　次＞

1. 土壌の汚染調査 1
1.1 土壌の汚染に係る環境基準について 2
1.2 土壌の汚染とは 3
1.3 土壌汚染対策法 3
1.4 改正土壌汚染対策法の概要 6
1.5 土地所有者等の土壌汚染の調査・報告義務について 7
1.6 実際の土壌の調査とは 7
1.7 千葉市土壌汚染対策指導要綱 8
1.8 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例.. 9
1.9 建設発生土とは 16
1.10 千葉県建設発生土管理基準 17
1.11 農用地土壌 18

1. 土壌の汚染調査

1.1 土壌の汚染に係る環境基準について

（平成３年８月 23 日環境庁告示第 46 号）

（最終改正：令和７年３月 31 日環境省告示第 37 号）

人間が地球上に出現して以来、環境中にゴミ、廃液等を放出してきた。それらには、当然有害物質も含まれている。この行為は、現在も継続されている。これらの有害物質は、時として地下水汚染、植物の生育阻害を引き起こす。

環境省は、環境基本法に基づき、土壌の汚染に係る環境上の条件につき、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として土壌の汚染に係る環境基準を定めた(以下「土壌環境基準」という)。

この土壌環境基準を維持するために、土壌汚染対策法等の法令、基準が定められた。

項　　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1kg につき 0.4mg 以下であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地(田に限る)においては、土壌 1kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る)において、土壌 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下であること。
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下であること。
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下であること。
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下であること。
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下であること。
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1L につき 1 mg 以下であること。
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下であること。

備考

1 環境上の条件のうち検液中濃度に係るものにあっては付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。

2 カドミウム、鉛、六価クロム、砒（ひ）素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水１Ｌにつき 0.003mg、0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.0005mg、0.01mg、0.8mg 及び１mg を超えていない場合には、それぞれ検液１Ｌにつき 0.009mg、0.03mg、0.15mg、0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び３mg とする。

3 「検液中に検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 有機燐（りん）とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びＥＰＮをいう。

5 １，２－ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 より測定されたシス体の濃度と日本産業規格Ｋ0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

1.2 土壌の汚染とは

「土壌汚染」とは、人間活動に伴って重金属、有機溶剤、農薬、油などの物質が地中又は水中に放出され、物質的、化学的、生物的に人間側に不利になった状態をいいます。

汚染された土壌は、私達の健康や生態系に悪影響を与えて、一度汚染された土壌が自然に浄化されるためには非常に長い時間が掛かります。土地又は土壌は売買の対象となっており、汚染された土地又は土壌はその価値を大きく損なう原因となります。現在一部の土地又は土壌については汚染された土壌であるかを調査することが義務付けられています。「土壌汚染対策法」「残土条例」等がこれらの調査に該当します。

1.3 土壌汚染対策法

土壌汚染対策法（平成 14 年 5 月 29 日法律第 53 号）
（最終改正：令和 8 年 7 月 1 日法律第 22 号）
土壌汚染対策法施行規則（平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号）
（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日環境省令第 17 号）

土壌が有害物質によって汚染されると、その汚染された土壌を直接摂取したり、汚染された土壌から有害物質が溶け出した地下水を飲用すること等により、人の健康に影響を及ぼすおそれがあります。

こうした土壌汚染は、これまで明らかになることが少なかったものの、近年、企業の工場跡地等の再開発等に伴い、重金属、揮発性有機化合物等による土壌汚染が顕在化してきています。特に最近における汚染事例の判明件数の増加は著しく、土壌汚染による人の健康への影響の懸念や対策の確立への社会的要請が強まってきています。

このような状況を踏まえ、土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図りもって国民の健康を保護することを目的として「土壌汚染対策法」が平成 14 年 5 月 29 日に公布、平成 15 年 2 月 15 日から施行されています。

令和 2 年 4 月 2 日に同法施行規則が改正され、「カドミウム」及び「トリクロロエチレン」の基準値が強化され令和 3 年 4 月 1 日より施行されました。

令和 4 年 11 月 18 日に「港湾法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 87 号）」が公布され、港湾法第 50 条の 5 に新設される脱炭素化推進地区において、同法第 40 条第 1 項の規定を読み替えて適用することとされました。これを受けて規則第 49 条の 5 第 1 号についても、同様の読み替え規定の整備等の改正を行い、令和 4 年 12 月 16 日より土壌汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（令和 4 年環境省令第 26 号）が公布・施行されました。

一部の都道府県、政令指定都市については条例を定め、ダイオキシン類等が追加されるなどが定められています。

第 1 種特定有害物質については、「土壌ガス調査」を行うこととされ、検出時に土壌溶出量調査

第 2 種特定有害物質については、「土壌溶出量調査」「土壌含有量調査」

第 3 種特定有害物質については、「土壌溶出量調査」

を行います。

表１　地下水基準

土壌汚染対策法施行規則　別表第二（第７条第１項関係）

特定有害物質の種類	地下水基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下
クロロエチレン	0.002mg/L 以下
シマジン	0.003mg/L 以下
シアン化合物	検出されないこと
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下
四塩化炭素	0.002mg/L 以下
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下 （かつアルキル水銀不検出）
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下
チウラム	0.006mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
有機りん化合物	検出されないこと

表２　指定区域の指定に係る基準等(土壌溶出量)

土壌汚染対策法施行規則

特定有害物質の種類		形質変更時要届出区域 要件(別表第四) 第31条第1項関係	要措置区域 第二溶出量基準(別表第三) 第9条第1項第2号関係
第1種	クロロエチレン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	四塩化炭素	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	0.04mg/L 以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1mg/L 以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	0.4mg/L 以下
	1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	0.02mg/L 以下
	ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	3mg/L 以下
	1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下
	トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
	ベンゼン	0.01mg/L 以下	0.1mg/L 以下
第2種	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L	0.09mg/L 以下
	六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	1.5mg/L 以下
	シアン化合物	検出されないこと	1mg/L 以下
	水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下 (かつアルキル水銀不検出)	0.005mg/L 以下 (かつアルキル水銀不検出)
	セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	0.3mg/L 以下
	ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	24mg/L 以下
	ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	30mg/L 以下
第3種	ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	0.003mg/L 以下
	有機りん化合物	検出されないこと	1mg/L 以下
	シマジン	0.003mg/L 以下	0.03mg/L 以下
	チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	0.2mg/L 以下
	チウラム	0.006mg/L 以下	0.06mg/L 以下

第二溶出量基準:土壌汚染の除去が必要

表３　指定区域の指定に係る基準(含有量基準)

土壌汚染対策法施行規則　別表第五(第31条第2項関係)

特定有害物質の種類	要　　件
カドミウム及びその化合物	45mg/kg 以下
六価クロム化合物	250mg/kg 以下
シアン化合物	50mg/kg 以下(遊離シアンとして)
水銀及びその化合物	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	150mg/kg 以下
鉛及びその化合物	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	4000mg/kg 以下
ほう素及びその化合物	4000mg/kg 以下

1.4 改正土壌汚染対策法の概要

目的

土壌汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めること等により、土壌汚染対策の実施を図り、もって国民の健康を保護する。

制度

調査

① 有害物質使用特定施設の使用の廃止したとき（法第３条）
② 一定規模以上の土地の形質変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事が認めるとき（法第４条）
③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事が認めるとき（法第５条）

④自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地所有者等が都道府県知事に区域の指定を申請できる（法第１４条）

土地所有者等（所有者、管理者又は占有者）が指定調査機関に調査を行わせ、その結果を都道府県知事に報告

【土壌の汚染状態が指定基準を超過した場合】

区域の指定等

①要措置区域(法第6条)

土壌汚染の摂取経路があり、健康被害が生ずるおそれが**ある**ため、汚染の除去等の措置が必要な区域
→土地の所有者は、都道府県知事等の指示に係る汚染除去等計画を作成し、確認を受けた汚染除去等計画に従った汚染の除去等の措置を実施し、報告を行うこと（法第７条）

摂取経路の遮断が行われた場合

②形質変更時要届出区域(法第11条)

土壌汚染の摂取経路がなく、健康被害が生ずるおそれが**ない**ため、汚染の除去等の措置が不要な区域（摂取経路の遮断が行われた区域を含む。）
→土地の形質変更の変更をしようとする者は、都道府県知事に届出を行うこと（法第１２条）

汚染の除去が行われた場合には、指定を解除

「汚染土壌の搬出等に関する規制」

- ①②の区域内の土壌の搬出の規制(事前届出、計画の変更命令、運搬基準、処理基準に違反した場合の措置命令)
- 汚染土壌に係る管理票の交付及び保存の義務
- 汚染土壌の処理業の許可制度、処理基準、改善命令、廃止時の処置義務

1.5 土地所有者等の土壌汚染の調査・報告義務について

「土壌汚染対策法」では、土地所有者等は次の①～③の場合に汚染の可能性のある土地について調査・報告義務が生じます。

① 有害物質使用特定施設の使用を廃止したとき（法第３条）

◦ 操業を続ける場合には、一時的に調査の免除を受けることも可能（法第３条第１項ただし書）

◦ 一時的に調査の免除を受けた土地で、900 ㎡以上の土地の形質の変更を行う際には届出を行い、都道府県知事等の命令を受けて土壌汚染状況調査を行うこと（法第３条第７項・第８項）

② 一定規模以上の土地の形質の変更の届出の際に、土壌汚染のおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第４条）

◦ 3,000 ㎡以上の土地の形質の変更又は現に有害物質使用特定施設が設置されている土地では 900 ㎡以上の土地の形質の変更を行う場合に届出を行うこと

◦ 土地の所有者等の全員の同意を得て、上記の届出の前に調査を行い、届出の際に併せて当該調査結果を提出することも可能（法第４条第２項）

③ 土壌汚染により健康被害が生ずるおそれがあると都道府県知事等が認めるとき（法第５条）

④ 自主調査において土壌汚染が判明した場合に土地の所有者等が都道府県知事等に区域の指定を申請できる（法第 14 条）

1.6 実際の土壌の調査とは

１） フェーズⅠ：「地歴調査」

対象となった“土地について過去、現在にどのような使用がされていたのか”を調査します。具体的には、土地の履歴（地歴）を土地登記簿謄本や空中写真、役所等へのヒアリングにて該当する特定施設の種類や工場、使用薬品等や現地調査などで調べます。

・過去に廃棄物を処理していた。

・過去に工場跡地であった。

・過去に有害物質を使用していた工場があった。

※地歴調査によって対象にならない場合は終了となります。

２） フェーズⅡ：「概況調査」「詳細調査」

地歴調査にて地質汚染のおそれがある場合には、「概況調査」を行います。

また、この結果汚染が確認されたエリアについて「詳細調査」を行います。

「概況調査」とは、平面的な汚染の有無及びその範囲を把握するため、表層の土壌ガス分析（第一種特定有害物質）及び表層の土壌分析（第二種特定有害物質、第三種特定有害物質）を実施します。ここで汚染が確認された場合には「詳細調査」へ続きます。

「詳細調査」とは、概況調査で汚染が確認されたエリアについてボーリングにより深度方向の汚染の状況を把握し、汚染土壌の大きさ、位置を調べます。

1.7 千葉市土壌汚染対策指導要綱

千葉市土壌汚染対策指導要綱は平成17年4月1日に施行されました。この要綱の目的は、特定有害物質等による土壌の汚染について必要な措置を講ずることにより、市民の健康の保護を図ることとしています（最終改正：令和6年2月15日）。

令和3年4月1日よりカドミウム及びトリクロロエチレンの土壌溶出量の基準値が引き下げられました。また、カドミウムは土壌含有量の基準値も引き下げられています。

「千葉市土壌汚染対策法の手引き（令和6年2月15日　千葉市環境局）」より

特定有害物質の種類	土壌溶出量基準	土壌含有量基準
カドミウム及びその化合物	0.003mg/L 以下	45mg/kg 以下
六価クロム化合物	0.05mg/L 以下	250mg/kg 以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002mg/L 以下	-
シマジン	0.003mg/L 以下	—
シアン化合物	検出されないこと	遊離シアン 50mg/kg 以下
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	—
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	—
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	—
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	—
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	—
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	—
水銀及びその化合物	0.0005mg/L 以下 (かつアルキル水銀不検出)	15mg/kg 以下
セレン及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
チウラム	0.006mg/L 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	—
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	—
鉛及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
砒素及びその化合物	0.01mg/L 以下	150mg/kg 以下
ふっ素及びその化合物	0.8mg/L 以下	4000mg/kg 以下
ベンゼン	0.01mg/L 以下	—
ほう素及びその化合物	1mg/L 以下	4000mg/kg 以下
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと	—
有機りん化合物	検出されないこと	—

1.8 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

（平成９年７月15日千葉県条例第12号）

（最終改正：令和７年３月７日千葉県条例第21号）

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（残土条例）が平成10年１月１日に施行され、平成24年12月21日に改正、併せて、施行規則が平成26年９月30日に改正され、平成26年10月１日から施行されました。
また、「住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例」（住基条例）が平成24年12月21日（最終改正：令和７年12月23日条例第44号）に公布され、平成25年４月１日から施行されました。

これにより、規制の強化や手続き等が改正されましたので、事業者の皆さんは、条例等の内容を十分ご理解の上、事業の適正処理に引き続きご協力ください。

この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的としています。

市町村が埋立て等に伴う災害防止に向け、独自の対応を行おうとする場合は、県条例の適用を除外しています。現在、次の市町村の区域については、除外日以降は県条例が適用されず、市町村条例により対応することになります。

これらの市町村では、対象となる特定事業の面積、基準項目が異なる場合があります。また、3000㎡未満の事業の場合、市町村によっては条例を定め、検査を実施しなければならない場合があります。

市町村	県条例の適用除外年月日	市町村	県条例の適用除外年月日
千葉市	平成15年４月１日	木更津市	平成22年10月１日
船橋市	平成15年４月１日	勝浦市	平成23年９月１日
芝山町	平成15年４月１日	富津市	平成23年10月１日
佐倉市	平成15年９月１日	君津市	平成25年１月１日
成田市	平成16年６月１日	鋸南町	平成27年10月１日
神崎町	平成16年８月１日	大多喜町	平成28年10月１日
八街市	平成17年６月１日	印西市	平成29年４月１日
銚子市	平成18年１月１日	野田市	平成30年10月１日
東金市	平成18年１月１日	多古町	平成30年10月20日
山武市	平成18年３月27日	匝瑳市	令和元年６月１日
柏市	平成20年４月１日	旭市	令和３年４月１日
四街道市	平成20年10月１日	長生村	令和３年９月１日
香取市	令和５年１月１日	松戸市	令和８年１月１日

お問い合わせ

1 県ヤード・残土対策課

担当班	住所	電話番号
残土・再生土対策班	〒260-8667 千葉市中央区市場町１番１号	043-223-2641

①面積 10,000 ㎡以上の埋立て、②市原市における 3,000 ㎡以上の残土埋立て、③千葉市・市原市における 500 ㎡以上の再生土埋立てを担当します。

2 各地域振興事務所

令和７年２月末現在

事務所名 担当課	住所	電話番号	管轄市町村
葛南地域振興事務所 地域環境保全課	〒273-8560 船橋市本町 1-3-1 フェイス 7F	047-424-8093	市川市、習志野市、八千代市、浦安市、(船橋市)
東葛飾地域振興事務所 地域環境保全課	〒271-8560 松戸市小根本 7	047-361-2119	松戸市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、【野田市】、(柏市)
印旛地域振興事務所 地域環境保全課	〒285-8503 佐倉市鏑木仲田町 8-1	043-483-1138	白井市、富里市、酒々井町、栄町、【成田市、佐倉市、四街道市、八街市、印西市】
香取地域振興事務所 地域環境保全課	〒287-8502 香取市佐原イ 92-11	0478-54-7505	東庄町、 【香取市、神崎町、多古町】
海匝地域振興事務所 地域環境保全課	〒289-2504 旭市ニ 1997-1	0479-64-2825	【銚子市、旭市、匝瑳市】
山武地域振興事務所 地域環境保全課	〒283-0006 東金市東新宿 1-11	0475-55-3862	九十九里町、横芝光町、 【東金市、山武市、芝山町】、 <大網白里市>
長生地域振興事務所 地域環境保全課	〒297-8533 茂原市茂原 1102-1	0475-26-6731	一宮町、睦沢町、白子町、長柄町、長南町、【長生村】、 <茂原市>
夷隅地域振興事務所 地域環境保全課	〒298-0212 大多喜町猿稲 472-2	0470-82-2451	いすみ市、御宿町、 【大多喜町】、(勝浦市)
安房地域振興事務所 地域環境保全課	〒294-0045 館山市北条 402-1	0470-22-8711	館山市、鴨川市、南房総市、 【鋸南町】
君津地域振興事務所 地域環境保全課	〒292-8520 木更津市貝渕 3-13-34	0438-23-2285	袖ケ浦市、 【木更津市、君津市】、(富津市)

※【赤色】：県残土・再生土条例適用除外、(青色)：県残土条例のみ適用除外、<緑色>：県再生土条例のみ適用除外

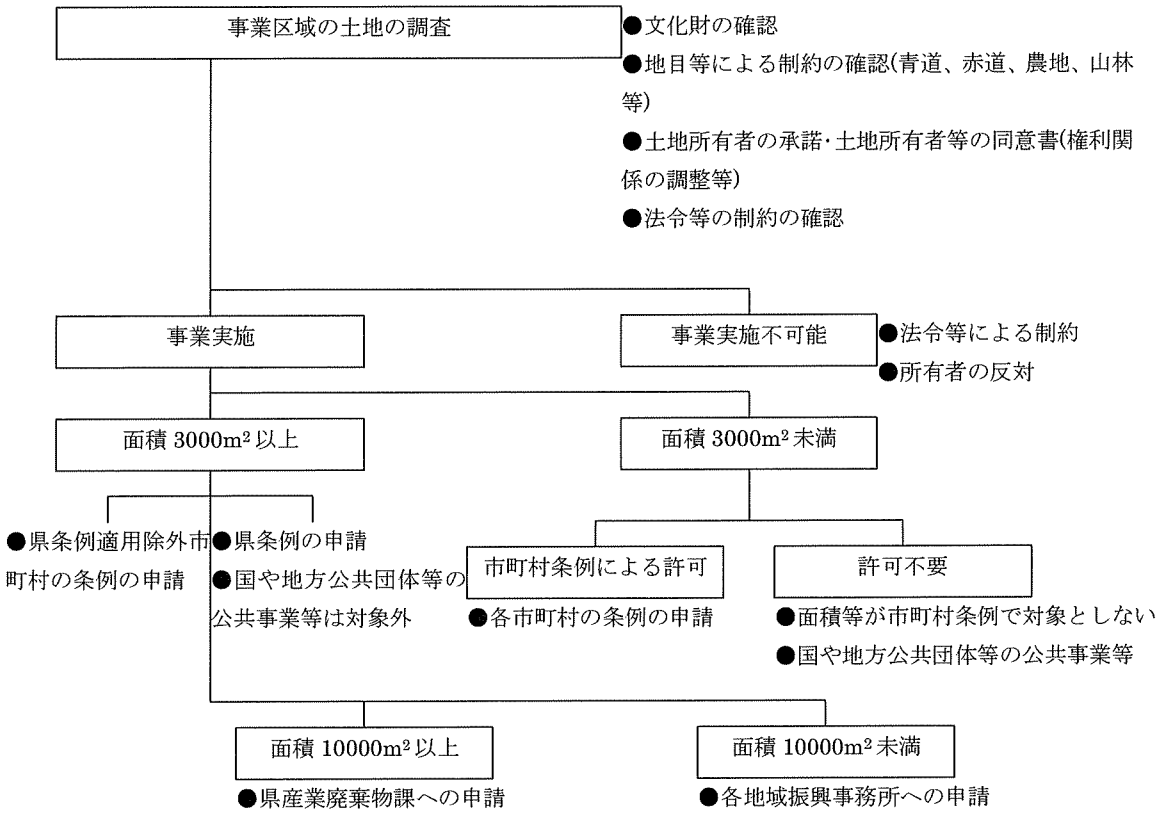
ホーム ＞ 環境・まちづくり ＞ 環境 ＞ ごみ・廃棄物・リサイクル ＞ 残土・再生土対策 ＞ 残土条例関連情報 ＞ 千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

チラシ「土砂等による土地の埋立て・盛土・堆積を行う場合許可や届出が必要になります」(PDF：1，750．1KB)

千葉県ホームページより

1) 土砂等の埋立て等事業の許可申請について

第一　　土砂等の埋立等の許可申請概要

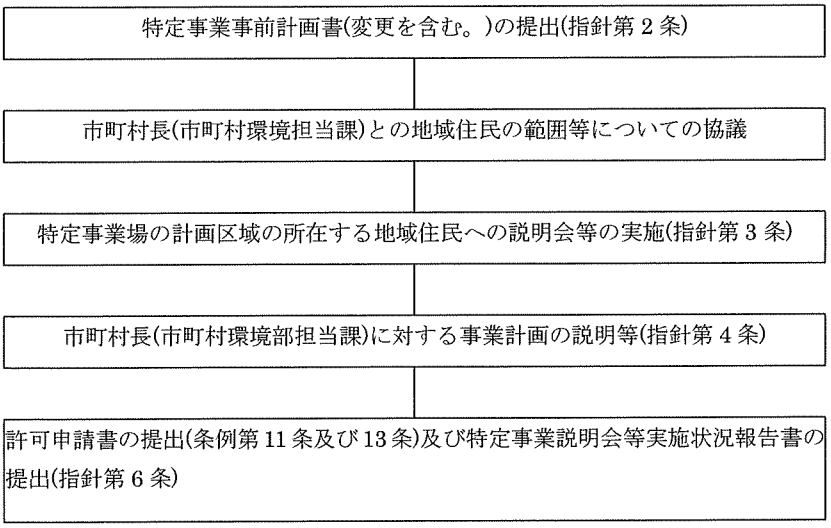


(注)一時たい積特定事業許可は県産業廃棄物課へ申請

(注)県条例適用除外市町村(千葉市・船橋市・芝山町・佐倉市・成田市・神崎町・八街市・銚子市・東金市・山武市・柏市・四街道市・木更津市・勝浦市・富津市・君津市・鋸南町・大多喜町・印西市・野田市・多古町・匝瑳市・旭市・長生村・香取市・松戸市)

第二　　許可(変更許可を含む。)申請までの流れ

条例に基づく特定事業許可申請書を提出する前に指針に基づく手続きが必要です。



(但し、宅地開発等については、この指針の適用は除外される。)

2) 千葉県土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」

(平成9年7月15日千葉県条例第12号)最終改正:令和7年3月7日千葉県条例第21号)

(規則改正:千葉県規則第27号令和8年3月31日)

土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止するため、必要な規制を行うことにより、県民の生活の安全を確保し、もって県民の生活環境を保全することを目的として設定されています。

表1　土砂等の埋立て等に使用される土砂等の安全基準

項　　目	環　境　上　の　条　件
カドミウム	検液1Lにつき0.003mg以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液1Lにつき0.01mg以下
六価クロム	検液1Lにつき0.05mg以下
砒素	検液1Lにつき0.01mg以下であり、かつ、農用地(田に限る。)においては、土壌1kgにつき15mg未満
総水銀	検液1Lにつき0.0005mg以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地(田に限る。)において、土壌1kgにつき125mg未満
ジクロロメタン	検液1Lにつき0.02mg以下
四塩化炭素	検液1Lにつき0.002mg以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	検液1Lにつき0.002mg以下
1,2-ジクロロエタン	検液1Lにつき0.004mg以下
1,1-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.1mg以下
1,2-ジクロロエチレン	検液1Lにつき0.04mg以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液1Lにつき1mg以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液1Lにつき0.006mg以下
トリクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
テトラクロロエチレン	検液1Lにつき0.01mg以下
1,3-ジクロロプロペン	検液1Lにつき0.002mg以下
チウラム	検液1Lにつき0.006mg以下
シマジン	検液1Lにつき0.003mg以下
チオベンカルブ	検液1Lにつき0.02mg以下
ベンゼン	検液1Lにつき0.01mg以下
セレン	検液1Lにつき0.01mg以下
ふっ素	検液1Lにつき0.8mg以下
ほう素	検液1Lにつき1mg以下
1,4-ジオキサン	検液1Lにつき0.05mg以下

備考

1 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成3年環境庁告示第46号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2 公共事業(県条例第十条第一号に規定する公共事業をいう。)のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液1Lにつき0.03mg、2.4mg及び3mgとする。

3 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4 全シアンの項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ　規格 K0102-2 の 9.6 に定める方法により分析を行う場合にあっては、蒸留操作は装置にて行われないものとする。

ロ　昭和 46 年環境庁告示第 59 号付表 1 に掲げる方法により測定する場合にあっては蒸留操作は装置にて行うものとする。

5 有機燐(りん)（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。）の項目について、規格 K0102-4 の 7.2.1 及び 7.2.6 に定める方法により測定する場合において、7.2.2 のクリーンアップを行うときは 7.2.2.2 に定める操作をするものとする。

6 六価クロムの項目について、規格 K0102-3 の 24.3.2 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては規格 K0170.7 の 7 に定める操作を行うものとする。

7 1,2—ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

8 ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

イ　規格 K0102-2 の 5.2 及び 5.4 に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200 ミリリットルに硫酸 10 ミリリットル、りん酸 60 ミリリットル及び塩化ナトリウム 10 グラムを溶かした溶液とグリセリン 250 ミリリットルを混合し、水を加えて 1000 ミリリットルとしたものを用い、規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

ロ　規格 K0102-2 の 5.2 及び 5.5 に定める方法による測定は、蒸留操作を行う場合にあっては、フェノールフタレイン溶液を加えず、pH 試験紙によって液性を判別することとし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、5.2 に定める操作を省略することができるものとする。

表２　排水汚染状況 検査項目

カドミウム	全シアン	有機燐
鉛	六価クロム	砒素
総水銀	アルキル水銀	PCB
ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン
1,1-ジクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン	1,1,1-トリクロロエタン
1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン
1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン
チオベンカルブ	ベンゼン	セレン
ふっ素	ほう素	銅
浮遊物質量	水素イオン濃度指数(pH)	1,4-ジオキサン

3）千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例

「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」
（平成９年９月24日千葉市条例第36号）
最終改正：令和７年２月28日条例第２号

この条例は、土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生を未然に防止し市民の生活環境を保全することを目的としています。

「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」
申請及び届出並びに事業に関する手引き【埋立て・盛土、一時たい積】
千葉市環境局資源循環部産業廃棄物指導課2025年5月
https://www.city.chiba.jp/kankyo/junkan/sangyohaikibutsu/documents/zandotebiki20250526.pdf

土砂等の埋立て等の事業を行う方

３００平方メートル以上の区域で行う埋立て、盛土又はたい積等を特定事業といい、特定事業を行う場合は、事前に千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例に基づく許可又は届出が必要です。

条例では、３００平方メートル未満の埋立て等を行う場合であっても、安全基準に適合しない土砂等の埋立て等を行ってはならないこととしています。

特定事業の手続き等について

条例施行規則（以下、「規則」という。）別表第４（手引き 75 ページ参照）に該当する特定事業を行う場合は、事前に届出が必要です。

届出対象事業の特定事業区域(300 平方ﾒｰﾄﾙ以上のもの)とは、事業を行う区域の外からの搬入土による土砂等の埋立て等を行う区域の面積をいいます。

規則別表第４に該当しない特定事業を行う場合は事前に許可が必要です。

許可対象事業の特定事業区域（300 平方メートル以上のもの）とは、実際の土砂等の埋立て等に供する区域の面積（事業を行う区域の外からの搬入土による土砂等の埋立て等を行う区域だけでなく、事業を行う区域の内部で発生した土砂等による埋立て等を行う区域も含まれる）をいいます。

また、特定事業場とは、特定事業区域のほか、搬入路や保安地帯などを含めた特定事業に伴い使用される土地全体をいいます。

※条例に基づく特定事業の許可を申請する前に指導要綱に基づく事前協議を終了していることが必要です。

その他各種法令等の規制を受ける場合には、所要の手続きをしてください。

許可又は届出の対象外となる事業について

1)グラウンド整備等の施設の維持管理の一環として、通常の管理行為として行う特定事業

2)災害復旧のために必要な応急処置として行う特定事業

3)他法令等に基づく処分による義務の履行に伴う特定事業

4)廃棄物の最終処分場において行う特定事業

5)土質改良プラントその他の施設の敷地内において、当該施設で化学的に性質を改良した土砂等のみを用いて行う特定事業

6)軽微な農地改良事業として行う特定事業

7)法令等（規則別表第4）の許認可を受けた事業における植栽のための客土のみを用いて行う特定事業

8)建築又は解体工事に伴う地中埋設物（建築の基礎等）の撤去後の埋戻し等

その他

1)特定事業(300 平方ﾒｰﾄﾙ以上の埋立て,盛土及び一時たい積)の内、その面積が 300 平方ﾒｰﾄﾙ以上 3000 平方ﾒｰﾄﾙ未満の特定事業を「小規模埋立て等」とし、次の事項について緩和措置を設けています。

ア．特定事業区域の表土の地質検査の実施に関する事項

イ．水質検査場所の設置と水質検査の実施に関する事項

ウ．土砂等の崩落等による災害の発生を防止するための処置に関する事項（一時たい積特定事業以外の特定事業場の場合のみ）

エ．発生場所ごとに土砂等を区分するための処置に関する事項（一時たい積特定事業の場合のみ）

搬入路へ路盤材として使用する鉱滓や砕石、掘削ずりなどは条例対象外ですが、事業完了等の際には完全撤去が必要です。

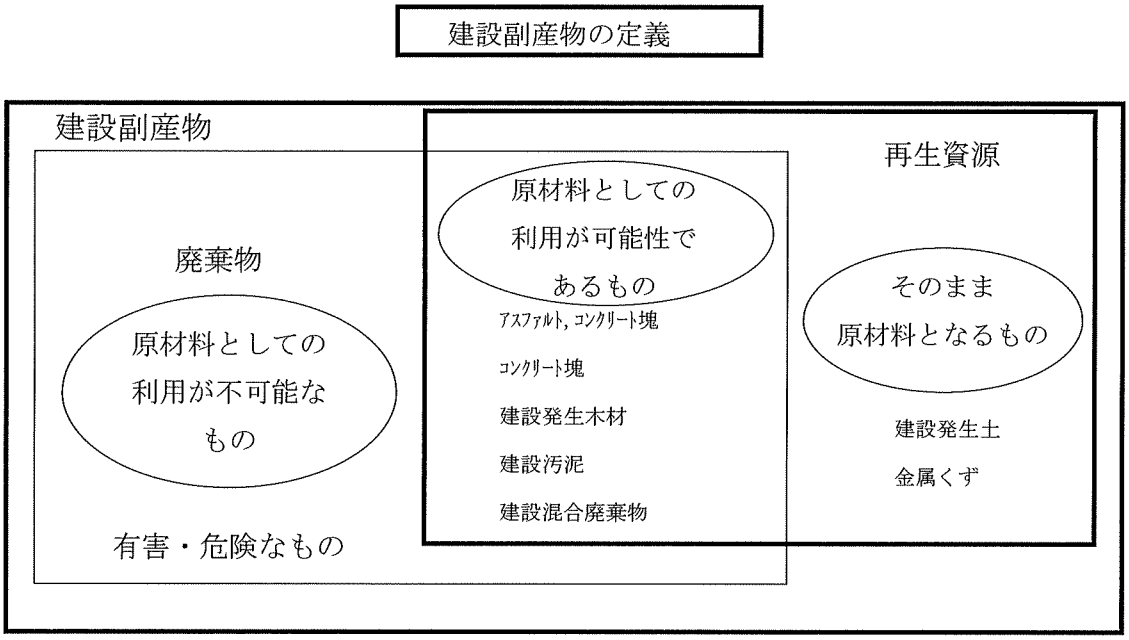
1.9 建設発生土とは

建設発生土は一般的には残土とも呼ばれ、その字義の通り建設作業において、基礎工事など全工程の比較的初期の段階で多く発生する、その計画における建設現場では使用用途がない土のことです。

この「建設副産物」には、ｺﾝｸﾘｰﾄ塊やアスファルト・コンクリート塊、建設汚泥、建設発生木材などの産業廃棄物、油などの特別管理産業廃棄物、除草で出る刈草などの一般廃棄物、そして廃棄物が分別されていない建設混合廃棄物などが廃棄物処理法や国土交通省によって分類定義されており、建設発生土は廃棄物処理法に規定する廃棄物には該当しません。しかし、産業廃棄物に該当するものが混入している場合は、それを取り除かなければ、産業廃棄物に該当します。

千葉県では以下の目的で条例が定められています。

「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成１０年１月１日施行。）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的とする。



1.10 千葉県建設発生土管理基準

（平成 15 年 10 月 1 日）（最新改正：令和 5 年 5 月 26 日）

この基準は、「千葉県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（平成 10 年 1 月 1 日施行）の趣旨を尊重し、公共工事において発生する建設発生土を埋立て等の用に供するに際しての管理方法等を定め、建設発生土の適正な利用の推進を図ることを目的としています。

項　　目	環境上の条件
カドミウム	検液 1L につき 0.003mg 以下
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1L につき 0.01mg 以下
六価クロム	検液 1L につき 0.05mg 以下
砒素	検液 1L につき 0.01mg 以下であり、かつ、 農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 15mg 未満
総水銀	検液 1L につき 0.0005mg 以下
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
PCB	検液中に検出されないこと。
銅	農用地（田に限る）において、土壌 1kg につき 125mg 未満
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02mg 以下
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002mg 以下
クロロエチレン（別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー）	検液 1L につき 0.002mg 以下
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004mg 以下
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.1mg 以下
1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04mg 以下
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1mg 以下
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006mg 以下
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002mg 以下
チウラム	検液 1L につき 0.006mg 以下
シマジン	検液 1L につき 0.003mg 以下
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02mg 以下
ベンゼン	検液 1L につき 0.01mg 以下
セレン	検液 1L につき 0.01mg 以下
ふっ素	検液 1L につき 0.8mg 以下
ほう素	検液 1L につき 1mg 以下
1,4-ジオキサン	検液 1L につき 0.05mg 以下

備考

1. 基準値の欄中検液中濃度に係るものにあっては、平成 3 年環境庁告示第 46 号付表に定める方法により検液を作成し、これを用いて測定を行うものとする。この場合において、同表中「土壌」とあるのは、「土砂等」と読み替えるものとする。

2. 公共事業（県条例第十条第一号に規定する公共事業をいう）のうち知事が別に定める種類の事業による土砂等の埋立て等が行われる場合であって、当該土砂等の埋立て等が行われている間及び当該土砂等の埋立て等が完了した後において地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるものとして、事前に知事の承認を受けたときの当該土砂等の埋立て等に使用される土砂等の砒素、ふっ素及びほう素に係る基準値の欄中検液中濃度に係る値は、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

3. 基準値の欄中「検出されないこと。」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。

4. 有機燐とは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPN をいう。

5. 六価クロムの項目について、日本産業規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、日本産業規格 K0170.7 の 7 に定める操作を行うものとする。

6. 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.2 により測定されたシス体の濃度と日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

7. ふっ素の項目の測定方法については、次のとおりとする。

　イ　日本産業規格 K0102 の 34.4 に定める方法による測定は、妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約 200m l に硫酸 10m l、りん酸 60m l 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250m l を混合し、水を加えて 1,000m l としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 の 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加するものとする。

　ロ　日本産業規格 K0102 の 34.1.1c）に定める方法にあっては、注（2）第 3 文及び日本産業規格 K0102 の 34 の備考一を除くこととし、検液中に懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができるものとする。

注）備考 2 の知事が別に定める種類の事業とは、次の各号に掲げる事業のうち、県内で発生した土砂等の埋立て等を行う者をいう。

一　土地の売却を事業の目的又は計画としていない公共事業。

二　土地の売却を事業の目的又は計画としている公共事業にあっては、土地の売却後においても地下水の汚染の防止を図る上で必要な管理が行われるもの。

1.11 農用地土壌

1）農用地の土壌の汚染防止等に関する法律

（昭和 45 年 12 月 25 日法律第 139 号）
（最終改正：令和 8 年 5 月 22 日法律第 22 号）
農用地の土壌の汚染の防止等に関する法律施行令（昭和 46 年 6 月 24 日政令第 204 号）
（最終改正：令和 6 年 4 月 1 日政令第 112 号）

人の健康をそこなう恐れがある農畜産物が生産され、又は農作物等の生育が阻害されることを防止し、もって国民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とし、農用地土壌の汚染対策地域の指定要件が設定されています。

農用地土壌汚染対策地域の指定要件

特定有害物質	農用地土壌汚染対策地域の指定要件
カドミウム及びその化合物	0.4mg 米/kg を超えると認められる地域
銅及びその化合物	125mg/kg 以上であると認められる地域
砒素及びその化合物	15mg/kg 以上であると認められる地域

2）農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準について

（昭和 59 年 11 月 8 日環水土 149 号）

再生有機質資材の農用地における適切な使用を図り、土壌中の重金属の蓄積による作物の生育への影響を防止することを目的として暫定的に管理基準が設定されています。

※再生有機資材：農用地における地力の増進及び資源の有効利用の観点から、有機性副生物を再生し原料とした資材。

農用地における土壌中の重金属等の蓄積防止に係る管理基準

管理指標	管理基準
亜　　鉛	120mg/kg